

西東京市入札等監視委員会審議報告書

令和5年10月

西東京市入札等監視委員会

目 次

1	はじめに	1
2	委員会委員	1
3	契約・入札参加資格者の状況	1
	(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額	1
	(2) 入札参加資格者数（工事）	2
4	審議経過	2
	(1) 委員会の開催状況	2
	(2) 審議内容・件数	2
	① 入札及び契約手続の運用状況	2
	② 落札率	3
5	委員会の主要な審議内容及び意見	3
	① 競争性の確保について	3
	② 最低制限価格について	4
	③ 総合評価方式について	5
6	その他報告事項	7
	① 指名停止について	7
7	終わりに	8

1 はじめに

西東京市入札等監視委員会は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第17条に基づいて定められた「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」第2第1項第2号（入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること）に基づき、入札及び契約手続の公平性並びに透明性を確保するため、平成15年度に設置されたものである。

西東京市が発注する工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について報告を受け、競争参加資格の設定、入札に係る指名の経緯及び入札経過等に関して審議を行っている。

今般、任期の満了を迎えるに当たり、令和3年度及び令和4年度の入札・契約等に関し意見を取りまとめて整理し、その結果を市長に報告するものである。

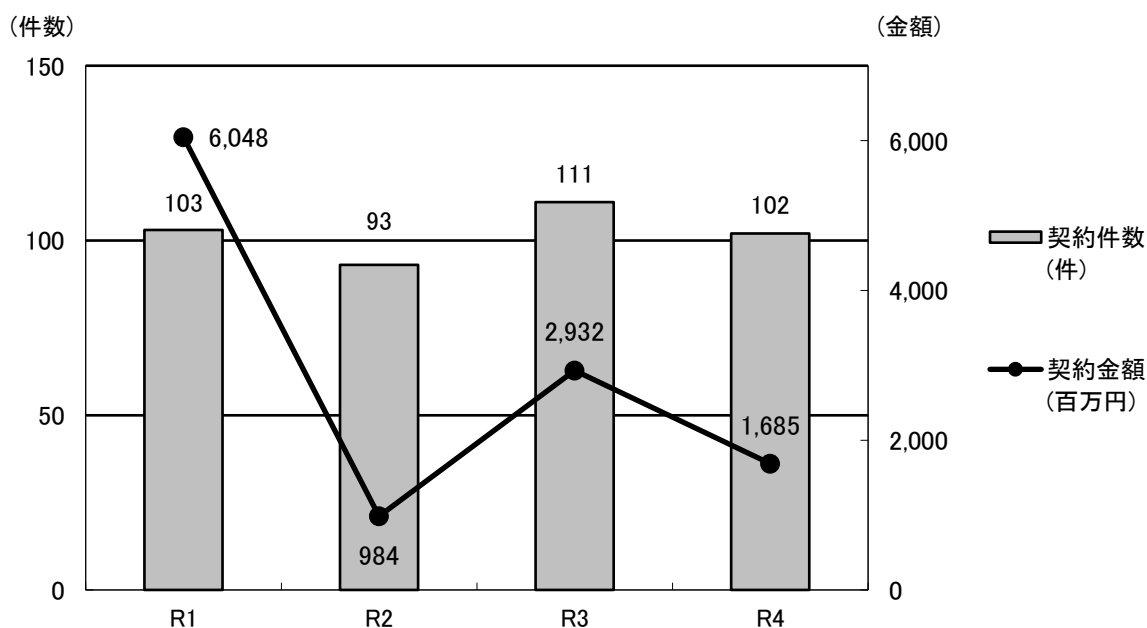
2 委員会委員

本委員会の委員は、任期が2年、大学教授、弁護士、公認会計士の学識経験者で構成され、委員の互選により委員長を選任した。各委員は、次のとおりである。

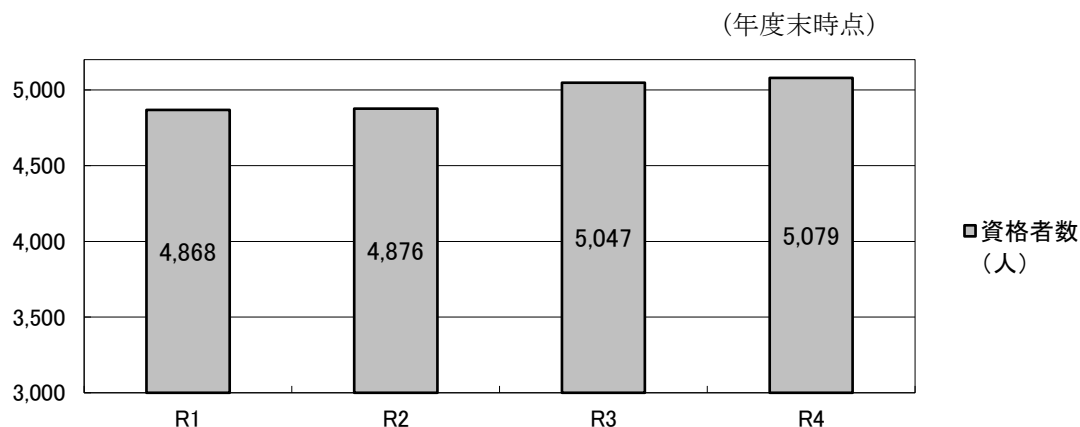
委員長	川上 俊宏	(弁護士)
委員長代理	岡本 三彦	(大学教授)
委員	中村 元彦	(公認会計士)

3 契約・入札参加資格者の状況

(1) 工事契約件数及び単価契約を除く契約金額 ※事業担当課契約を除く



(2) 入札参加資格者数（工事） ※設計・測量を含む



4 審議経過

(1) 委員会の開催状況

年度	開催日	審議対象期間
令和3年度	令和3年8月10日	令和3年4月1日～6月30日
	令和3年11月18日	〃 7月1日～9月30日
	令和4年2月15日	〃 10月1日～12月31日
令和4年度	令和4年5月10日	令和4年1月1日～3月31日
	令和4年8月18日	〃 4月1日～6月30日
	令和4年10月28日	〃 7月1日～9月30日
令和5年度	令和5年2月1日	〃 10月1日～12月31日
	令和5年5月9日	令和5年1月1日～3月31日

※ 本委員会については非公開とし、各会について議事概要を公開している。

(2) 審議内容・件数

① 入札及び契約手続の運用状況

入札方法	審議件数	建築工事	土木工事	設備工事
制限付一般競争入札	4(6)	1(1)	1(3)	2(2)
工事希望制指名競争入札 [うち総合評価方式試行]	13(46) [1(1)]	4(16) [0(0)]	5(14) [1(1)]	4(16) [0(0)]
指名競争入札	14(73)	7(28)	2(9)	5(36)
随意契約	15(32)	4(5)	4(7)	7(20)
合計	46(157)	16(50)	12(33)	18(74)

()内は審査抽出対象数

※ 審議案件の抽出は、四半期ごとの入札方式別に原則として契約金額の高額な案件から2件とし、総合評価方式についても対象とした。

※ 審議抽出対象は、単価契約を除く予定価格が130万円を超える工事案件とした。

② 落札率

年 度	工 事 種 別		
	土 木	建 築	設 備
令和3年度	89.1%	93.2%	93.9%
令和4年度	93.2%	95.5%	92.9%

案件ごとの合計値を契約件数で除した平均値

※ 審議抽出対象全件及び年度推移について報告を受け審議した。

5 委員会の主要な審議内容及び意見

委員会の入札契約制度に関する主要な内容について、次のとおり主な意見を抽出し、今後の課題等として報告をまとめる。

① 競争性の確保について

指名競争入札は、発注者が資力、信用その他について適当と認める業者について、案件の規模に応じた業者数を選定、指名し、入札により競争させ、契約の相手方を決定する方法であり、競争性の確保が不可欠となる。西東京市の工事における指名競争入札については、西東京市指名競争入札指名基準に基づき、指名業者選定委員会及び契約担当者が業者の選定を行った後、適正な入札が行われている。

また、随意契約については、前述のとおり契約においては競争が前提であることから、その例外であることを認識したうえで法の規定に基づいた業者の選定及び契約の締結を行っている。

[主な意見]

- ・ 辞退等を繰り返したり、受注意欲がないと認められる業者の指名を制限する必要性については、これまでも意見してきた。これに対し、市では業者情報や入札実績から受注できないと判断できる者は指名を回避するなどの対応が図られているとのことだが、辞退等が散見されており、更に工夫する余地があるのではないか。
- ・ 市内業者と支店等を有する準市内業者の指名を優先的に行うことはやむを得ないが、競争性が阻害されないよう配慮する必要があるのではないか。
- ・ 市内業者に比して準市内業者の指名を一定制限する取り扱いは、指名基準との兼ね合いで、選定の在り方として透明性に欠けるのではないか。
- ・ 施工可能業者が1者に限定されていると思われるような案件については、特命随意契約としてもいいのではないか。

【市への要望事項等】

地元建設業者の優遇措置は、社会資本の整備に関する社会的要請の高まり、地域経済の発展や市内業者の育成の観点から、各自治体においても業者選定に地域要件を設けるなどの方法が採られており、これを否定することは適当でないと思慮する。本市の指名競争入札においても、指名競争入札指名基準や工事希望制指名競争入札

実施要綱に市内業者の優先、優遇措置が規定され、これまで継続的に運用し、指名選定に際しては、市外の事業者との区別だけでなく、運用上において本店である市内業者と、支店等の準市内業者についても、さらに区別され選定がなされている。しかし、そうした取り扱いをした結果、発注業種や発注格付によっては、参加業者や受注業者が限定されやすく、公正性や競争性の低下が懸念され、さらには、手持ち工事の状況や技術者、下請業者の不足による辞退等が多くなり、不調となる可能性が高まる傾向が見込まれると考えられる。

市ではこれまでの意見に留意し、指名数や地域性等を考慮し、適正な業者選定を心掛けられてはいるが、上記を踏まえた上で、競争入札の公正性、競争性の向上を図っていくためには、市内業者の優遇措置を保持しつつも入札結果の動向に注視し、各案件の規模や内容に応じて実質的な競争性を確保すべく、市内業者と準市内業者の区別を無くしたり、市外の業者を含めて選定するなど一律に措置を適用するのではなく、柔軟に対応していく必要があるとともに、同時に不調対策として、工事発注の平準化にも計画的に取り組んでいく必要がある。

なお、随意契約については、概ね適切な判断のもと運用されているとみるが、妥当性など説明責任が果たせるよう内容を精査し、契約予定者に優位な価格で契約することのないよう設計や見積について十分な確認を行い、今後も適正に執行されるよう望む。

② 最低制限価格について

最低制限価格制度は、公共工事の品質確保、ダンピング対策を目的とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者と決定する制度である。西東京市においては、中央公共工事契約制度運営連絡協議会による算式を参考に、現在では次のとおり算定している。

$$\left[\begin{array}{l} \text{最低制限価格} = (\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ \quad + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費} \times 55\%) \times 110/100 \\ \text{(ただし、予定価格の } 9/10 \text{ から } 7/10 \text{ の範囲内)} \\ \text{※特別なものについては、} 9/10 \text{ から } 7/10 \text{ の範囲内で別に定めることができる。} \end{array} \right]$$

[主な意見]

- ・ 最低制限価格を下回り入札無効となった業者が多数ある案件は、価格の設定に妥当性があったと言えないのではないか。
- ・ ダンピングの可能性が少ない案件で最低制限価格を設定してしまうと、せっかく廉価で契約できるものが高価となってしまう、価格競争力が劣る業者に有利な制度となってしまうのではないか。
- ・ 業種や内容が同様の工事で、応札者が最低制限価格を下回る可能性の多い案件は、最低制限価格を設定しない等の見直しを考える必要がある。

【市への要望事項等】

本制度については西東京市が参考としている中央公共工事契約制度運営連絡協議会の数式の変更に伴い必要に応じて制度改正を行っているところである。制限付一般競争入札と工事希望制指名競争入札の全てに最低制限価格が設定されてきているが、解体や防水工事、また、機器の占める金額が大きい設備工事等の案件では、最低制限価格を下回る業者が多かったり、廉価で応札されている入札状況から判断すれば、設定に妥当性があるとは言い難い面があると思われる。これまでの意見を踏まえ、市では最低制限価格の設定範囲について、案件に応じて柔軟に対応されてはいるが、最低制限価格の設定範囲だけでなく、設計内容や難易度など案件ごとに判断し、対象案件の全てに設定するのではなく、品質の確保やダンピングに影響がないと考えられる案件にあつては、最低制限価格を設定しないとする方法をとるなどの更なる柔軟な対応を望む。

③ 総合評価方式について

総合評価方式は、優良な社会資本の整備、ダンピング防止・安定的な品質確保・不良不適格業者の排除、建設業者の育成等の多様なメリットがあるとされている。

西東京市においては、「施工能力審査型（特別簡易型）」にて平成23年度より試行実施しており、以後、数度の見直しを経て現在に至っている。

当方式により令和3年度に3件を実施し、2件は不調による随意契約となり、1件は最低価格での応札者が落札者となった。なお、令和4年度は実施していない。

採用された価格以外の評価点（施工能力評価点）の一覧表

評価項目【必須・選択の別】		評価基準	評価点	配点
企業の技術力	①同種工事の 工事成績点の平均 【必須】	85点以上	9点	9点
		83点・84点	8点	
		80点～82点	7点	
		78点・79点	6点	
		75点～77点	5点	
		73点・74点	4点	
		70点～72点	3点	
		65点～69点	2点	
		60点～64点	1点	
		55点～59点又は該当なし	0点	
	54点以下	-2点		
	②同種工事の実績 【必須】	本市又は他官公庁から受注した同種・同規模以上工事あり	2点	2点
		本市又は他官公庁から受注した同種・類似工事あり	1点	
		上記以外	0点	
③不良工事等の有無 【必須】	なし	0点	0点	
	あり	-2点		
④優良工事实績 【必須】	実績あり	1点	1点	
	実績なし	0点		

企業 の 技 術 力	配置予定 技術者の 能力	⑤保有資格 【必須】	1級技術者	2点	2点
			2級技術者	1点	
			その他の技術者	0点	
		⑥施工実績 【選択】	85点以上	4点	4点
			75点～84点	3点	
			70点～74点	2点	
	65点～69点		1点		
	55点～64点又は該当なし		0点		
		54点以下	-2点		
	現場代理 人の能力	⑦現場実績 【選択】	本市又は他官公庁から受注した同種・ 同規模以上工事あり	2点	2点
本市又は他官公庁から受注した同種・ 類似工事あり			1点		
上記以外			0点		
技術者の 育成・確 保	⑧若手技術者(35歳以 下)の配置 【必須】	配置している	1点	1点	
		配置していない	0点		
企業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	地域精通	⑨営業所の所在地 【必須】	市内業者として継続的に営業	2点	2点
			準市内業者として継続的に営業	1点	
			上記以外	0点	
	地域貢献	⑩災害応急復旧工事の 協定及び建設機械の 保有状況【選択】	協定あり、かつ、建設機械を保有	2点	2点
			協定あり	1点	
			協定なし	0点	
		⑪緊急工事等の単価 契約実績【選択】	実績あり	1点	1点
			実績なし	0点	
	⑫西東京市消防団員 の雇用実績【選択】	実績あり	1点	1点	
		実績なし	0点		
	⑬市内事業者の活用 【選択】	下請負人に市内事業者を活用予定	1点	1点	
		活用予定なし	0点		
	環境配慮	⑭環境マネジメントシ ステムの取得【選択】	取得している	1点	1点
			取得していない	0点	
	労働福祉	⑮建設業退職金共済 制度等【必須】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑯法定外労働災害補 償制度【選択】	加入している	1点	1点
			加入していない	0点	
		⑰社会保険等の加入 状況【必須】	加入している	0点	0点
			加入していない(適用除外を除く)	-2点	
⑱労務単価 【選択】	2省協定労務単価の90%以上	1点	1点		
	上記以外	0点			
社会貢献	⑲高齢者の雇用状況 【選択】	65歳以上。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	⑳障害者の雇用状況 【選択】	雇用実績あり。雇用期間1年以上	1点	1点	
		上記以外	0点		
	㉑男女平等参画の推 進【選択】	制度あり	1点	1点	
制度なし		0点			

[主な意見]

- ・ 入札結果からすると、先行工事を請け負っている業者が、他者より相当低い最低価格により落札しており、本方式を採用した意義が問われる。

【市への要望事項等】

本方式による競争入札については、これまで試行実施を継続しており、これまでの運用の検証と今後の方向性について検討が必要な時期となっている。しかし、価格のみでの競争結果が多かったり、予定価格を超過した応札による入札不調もあり、有意な結果が得られない状況が続いている。今後、引き続き本方式の試行を重ね、制度の検証に有意なデータを蓄積する必要があるが、そのためには、単に実施すれば良いわけではなく、本方式を採用する対象工事については、業種や発注金額に捉われることなく、価格と品質に優れた調達等のメリットが生かせる適性のある案件を選定し、その工事の性格等に応じた適切な活用を図っていくことが必要である。

6 その他報告事項

① 指名停止について

指名停止については、契約の相手方として不適当な者を排除し、指名の公正と契約の確実な履行を確保するため、西東京市指名停止基準に基づき措置を講じている。基準は、平成28年度の改正以降、令和4年度に3回の改正が行われており、そのなかで停止期間等が見直しされている。

指名停止の運用状況

指名停止理由	措置期間(件数)
契約履行成績不良等	1月(1件)
贈賄	8月(1件)
独占禁止法違反	1月(2件)
	3月(5件)
	6月(2件)
違法行為・社会的信用失墜等	2月(1件)
	3月(5件)
合計	— (17件)

※ 指名停止の措置状況について、全件の報告を受けた。

【意見】

指名停止については、市独自の基準に従い適正に運用されているが、基準を改定したこともあり、過去の同様事件による措置に比して、停止期間について差が見られたり、事件の程度に応じた期間設定が困難となっている状況も見受けられる。現行の基準は一定程度整理されているが、必要に応じて改正を行いながら、各事件ごとに事例を積み上げ、恣意的に措置することなく、業者の苦情にも説明責任が果たせるよう、公平に措置を講じていく必要がある。指名停止は、違法、違反行為等による停止要件に該当すると明らかとなったときに措置を行うものであり、重大性や悪質性等を考慮し適切な期間設定を行うよう慎重な対応を望む。

7 終わりに

以上のように本委員会では、令和3年度及び令和4年度の入札、契約手続等について審議を行ってきた。現在、公共調達を巡る状況にあつては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は減りつつも、建設資材を含め物価が高騰し、公共工事のみならず多様な業種における調達に影響を及ぼしている。建設業では、許可業者、就業者数ともに減少傾向で、さらには60歳以上の技能者は全体の約4分の1を占め、10年後にはその大半の引退が見込まれる状況になっているとのことである。こうした状況にあつても、今後公共調達が大変厳しい状況となった場合であっても、発注者である市は、限られた財源を効率的に活用し、時機を逸することなく適正な価格で良質な調達を確保していく責務を負っている。こうした責務を果たしていくためには、公正、透明で競争性の高い、時機に則した入札契約制度により実現していく必要があり、国等の制度設定や改革の方針に沿うだけでなく、市の実情に適応した制度や方式を採用し、入札及び契約の適正化に取り組まれるよう望み、この報告が活用されるよう期待する。